

令和5年4月11日・13日

資料2

生活再建支援策について

長寿介護課 被災者支援室

【熱海市の生活再建支援】

1. 生活再建までの住居支援
 2. 引越しに係る費用の支援
 3. 引越しに係る費用の上乗せ支援
 4. 住宅再建のための借入れに係る利子助成支援
 5. 家屋の解体支援
- ※国の被災者生活再建支援制度の支援金

被災者支援室では、皆様の状況やご希望を伺いながら、必要なお手続きについて個別にサポートいたします。

支援策の申請受付開始予定・・・令和5年6月1日から（予定）

【被災者支援室】 ☎電話番号 0557-86-6212・6213

1. 住居支援

対象となる方

応急仮設住宅にお住まいの方
(全壊、長期避難世帯の認定を受けている世帯)

支援内容

現在の応急仮設住宅について、警戒区域解除後、最大3か月(生活再建期間)まで支援します。(警戒区域解除日に警戒区域内の自己所有の自宅に戻ることができない場合は、戻ることができるまで)

その他

必要なお手続きにつきましては、現在の状況(市営・県営・民間賃貸)などにより変わりますので、個別にご案内させていただきます。

【質問】

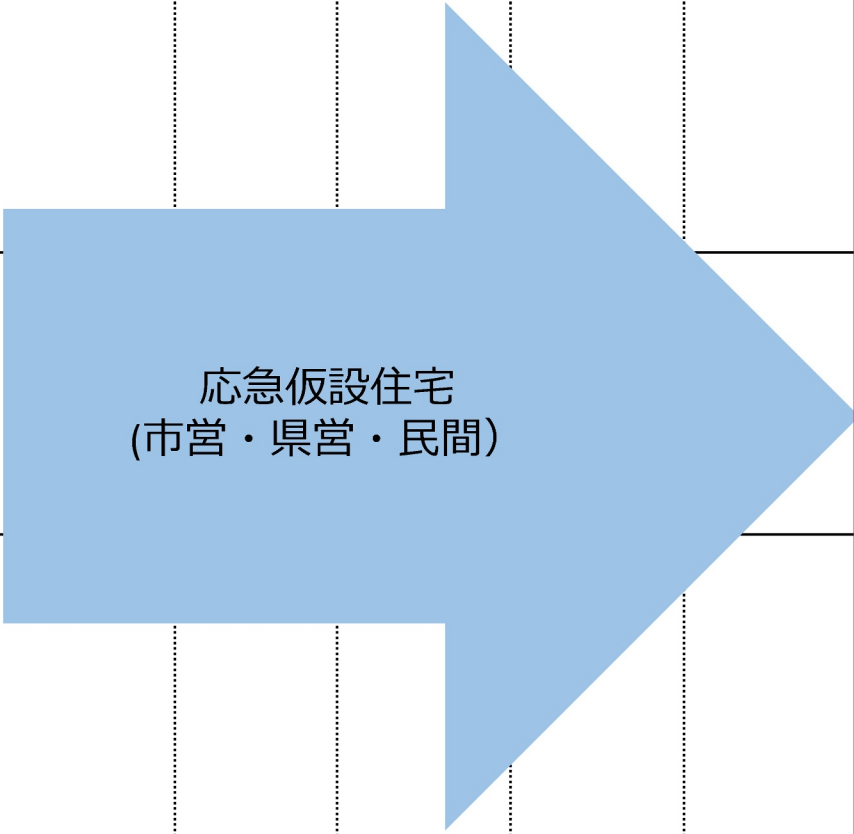

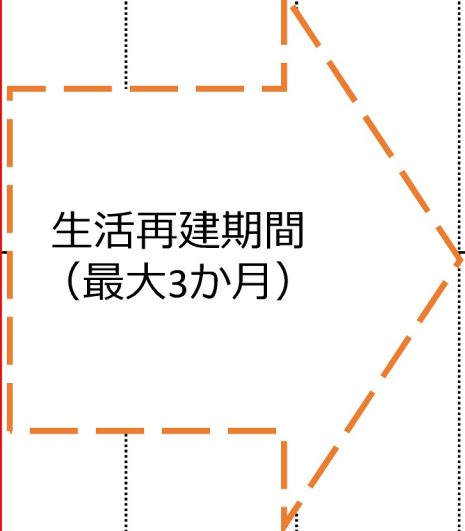


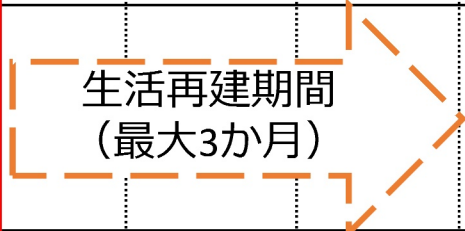
解除後、今の応急仮設住宅で生活再建したいので、そのまま継続して居住することはできますか。

【回答】

市営住宅、県営住宅の場合は、入居要件がございます。
民間賃貸住宅の継続を希望される方につきましては、大家さんのご意向を確認いたします。

今後、被災者支援室で個別に被災者の皆様にご希望を伺い、必要なお手続きについてご案内いたします。

住居支援期間

住居種類		4月	5	6	7	8	9	10	11	
自己所有の自宅	区域外で生活再建									
	区域内で生活再建	 <p>応急仮設住宅 (市営・県営・民間)</p>						 <p>警戒区域解除 (9月1日予定)</p>	 <p>生活再建期間 (最大3か月)</p>	
		帰還できない	 <p>住居支援継続</p>							
借家 アパート・		 <p>応急仮設住宅(市営・県営・民間)</p>								
								 <p>生活再建期間 (最大3か月)</p>		

2. 引越しに係る費用の支援

対象となる方

応急仮設住宅にお住まいの方
(全壊、長期避難世帯の認定を受けている世帯)

支援内容

応急仮設住宅にお住まいの方が、新たな生活再建先へ転居する際に係る費用として定額を支援します。(市外可)

1世帯 30万円(1回のみ)
(単身世帯22万5千円)

その他

申請には、転居したことが確認できるものなどをご提出いただく予定です。

【質問①】

現在の応急仮設住宅にそのまま居住するため、引越しはしないが、警戒区域内の自宅から、荷物を運び出すなどの作業があります。申請できますか。

【回答】

申請していただけます。

【質問②】

現在2世帯で応急仮設住宅に居住しています。解除後は別々の場所で生活再建する予定です。2世帯分の申請ができますか。

【回答】

それぞれ申請していただけます。

3. 引越しに係る費用の上乗せ支援

対象となる方

応急仮設住宅にお住まいの方（全壊・長期避難世帯）で、警戒区域解除後に、区域内の自己所有の自宅へ戻る方

支援内容

引っ越しに係る費用に上乗せして定額を支援します。

1世帯 100万円（1回のみ）
（単身世帯75万円）

【質問①】

この支援金の使い道は限定されていますか。

【回答】

用途は問いません。
自宅のクリーニングや消毒、その他必要な修繕などにお使いいただくことを想定しています。

4. 住宅再建のための借入れに係る利子助成支援

対象となる方

被災者の方で、警戒区域内に自宅を新築、購入又は補修する目的で融資を受けた方

支援内容

借入額（1千万円を超える場合は1千万円上限）の利子分を助成します。

※個別の案件につきましては被災者支援室へご相談ください。

5. 家屋の解体支援

対象となる方

公費解体の該当とならない警戒区域内の自己所有の家屋を、自主解体する方

支援内容

家屋の解体費用の2分の1（上限額500万円）を助成します。

※申請をお考えの方は事前に被災者支援室へご相談ください。

被災者生活再建支援金

この制度は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなどの生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

() は単身世帯

	基礎支援金	再建方法	加算支援金		申請期間
全壊・解体世帯・長期避難世帯	100万円 (75万円)	①建設・購入	200万円 (150万円)		【全壊・解体世帯】 発災後37か月 (令和6年8月2日まで)
		②補修	100万円 (75万円)	長期避難世帯の被災住家の補修は対象外	
		③賃借	50万円 (37万5千円)	市営住宅・県営住宅などの公営住宅を除く	【長期避難世帯】 長期避難認定期間

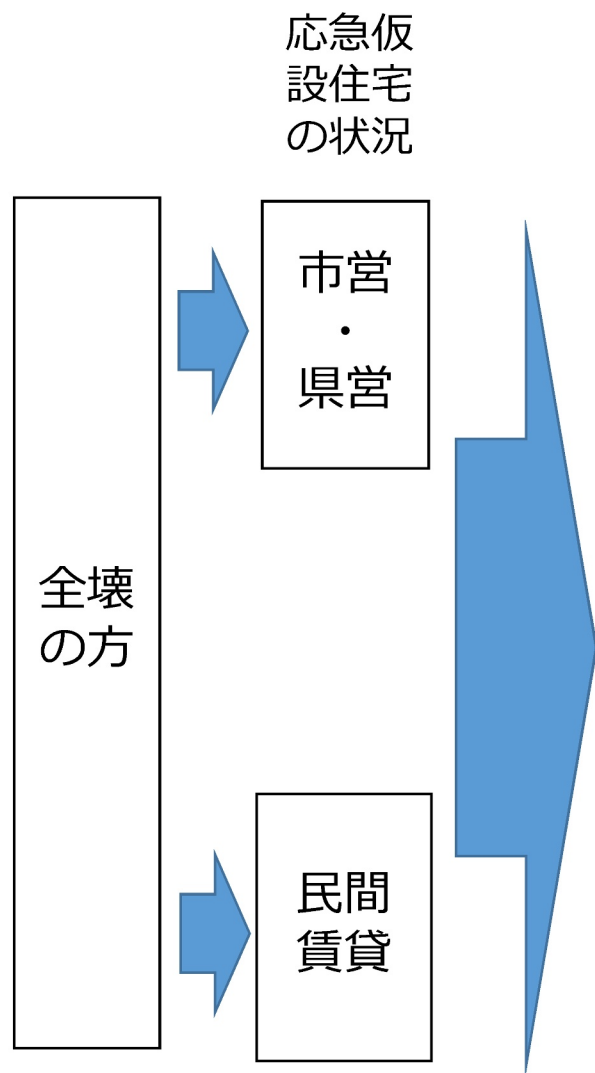
※お振込みは都道府県センターが行います。振込までに2ヶ月程度かかります。

※必要なもの 建築・購入の場合→売買契約書の写し
賃借の場合 →賃貸契約書の写し その他

【申請・お問い合わせ先】
被災者支援室 0557-86-6212・6213

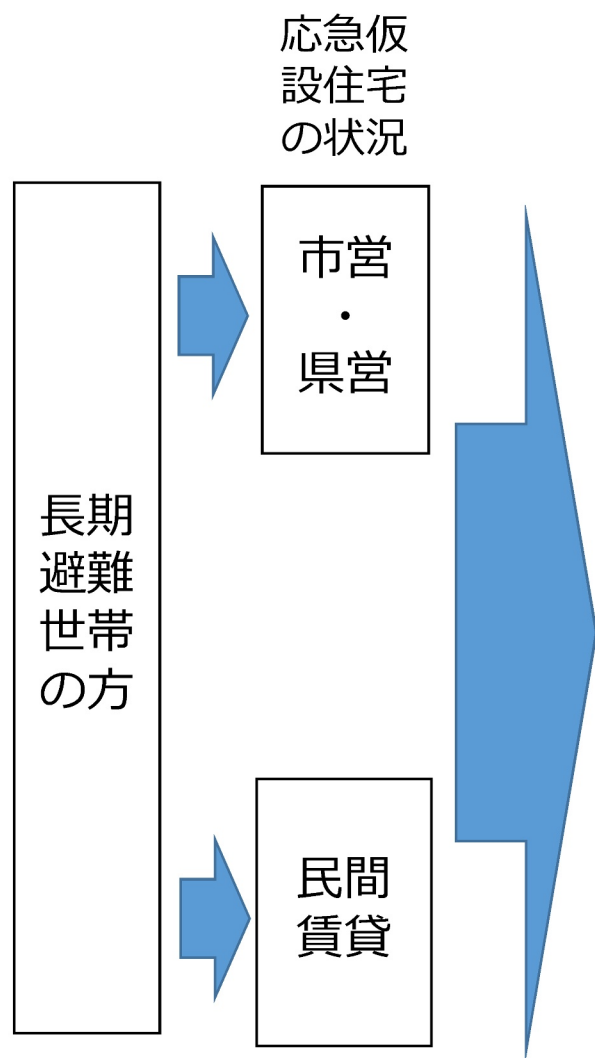
参考フロー

全壊の場合



再建方法	住居支援	引越し支援	上乗せ支援	加算支援金
市住・県住	令和5年11月まで	○	×	×
民間賃貸(区域外)	令和5年11月まで	○	×	○
建設・購入(区域外)	令和5年11月まで	○	×	○
建設・購入(区域内)	再建できるまで	○	×	○

長期避難世帯の場合



再建方法	住居支援	引越し支援	上乗せ支援	加算支援金
市住・県住	令和5年11月まで	○	×	×
民間賃貸(区域外)	令和5年11月まで	○	×	○ (※1)
建設・購入(区域外)	令和5年11月まで	○	×	○ (※1)
区域内の自宅(自己所有)	令和5年11月まで	○	○	×

※1 長期避難世帯認定期間内に契約をする必要があります。